

中合百貨店発行の商品券をお持ちのお客様へ

中合商品券の払戻しについてのお知らせ

この度、中合福島店の令和2年8月31日営業終了に伴い、中合各店にて発行いたしました『中合商品券』の利用を令和2年6月30日(火)をもちまして終了させて頂きました。当該商品券につきましては資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しを行います。お手数ではございますが対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

記

払戻し期間 令和2年7月1日(水)～令和2年8月31日(月)



◎払戻しを行う発行者 株式会社 中合

◎払戻対象 『中合商品券』『三春屋商品券』

※上記券面以外の中合商品券をお持ちのお客様はお問合せ先にご相談ください。

◎払戻申出期間

令和2年7月1日(水) ～ 令和2年8月31日(月) 午前10時～午後7時

※この期間内に申出がない場合、当該払戻手続から除斥されますのでご注意ください。

◎申出方法

・未使用商品券を下記店舗の商品券カウンターまでご持参ください

- | | | |
|-------------|-----------|-----------------------------|
| ・中合福島店 | 〒960-8501 | 福島県福島市栄町5番1号 |
| ・ライトショップ 会津 | 〒965-0878 | 福島県会津若松市中町3番53号会津ロイヤルプラザ 2階 |
| ・やまき三春屋店 | 〒031-8533 | 青森県八戸市十三日町13番地 |

※店舗へのご持参が難しい方は郵送対応をご案内いたしますので下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

◎払戻方法 当額面の金額を現金にて払戻しとなります。

※郵送対応の場合はご指定の口座へのお振込対応となります。

◎お問合せ先 株式会社中合 管理部

〒960-8501 福島県福島市栄町5番1号 TEL: 024-521-5151 (代表)

『中合全国百貨店共通商品券』についてのお知らせ

・利用終了日 令和2年11月30日(月)

※中合福島店の営業終了後も、引き続き他の百貨店様でご使用になれます。

・払戻申出期間 令和2年12月1日(火)～令和3年2月28日(日)

※郵送での対応となります。上記お問合せ先までご連絡ください。